

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

1 解除に係る保安林の所在場所 函館市日和山町1の1 (次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的 水源のかん養
3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

目次

目次	ページ
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	3
支庁告示	
○貸金業法の規定による貸金業者の登録の取消し……………	4
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4
道公安委員会規則	
○銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則……………	5
○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則……………	5
道公安委員会告示	
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	6
道函館方面公安委員会告示	
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	6
道旭川方面公安委員会告示	
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	7
道釧路方面公安委員会告示	
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	8
道北見方面公安委員会告示	
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………	8

告 示

北海道告示第786号
 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成21年12月4日
 北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第787号
 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 平成21年12月4日
 北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡新ひだか町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 新ひだか町 (次の図に示す部分に限る。)
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡新ひだか町 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 亀田郡七飯町 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第38号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規程により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年12月4日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 住 所 札幌市中央区南3条西8丁目1番地8 ル・ガルニエ301号
- 2 商号又は名称 M T S
- 3 氏 名 田中 政行
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第03041号
- 5 登録取消年月日 平成21年11月24日

北海道後志支庁告示第99号

次のとおり一般競争入札による落札者を決定した。

平成21年12月4日

北海道後志支庁長 谷 本 辰 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

 - (1) ロータリ除雪車 1台
 - (2) 除雪トラック 1台
 - (3) 小型除雪車（1.3m／700t）1台
 - (4) 小型除雪車（1.5m／800t）1台

- 2 落札を決定した日 平成21年11月12日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)、(3)及び(4)

ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所

イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号

(2) 1の(2)

ア 氏 名 北海道日野自動車株式会社

イ 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号

4 落札金額

- (1) 31,185,000円
- (2) 33,915,000円
- (3) 12,516,000円
- (4) 17,472,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月2日付け北海道後志支庁告示第78号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年12月4日

北海道教育庁空知教育局長 上 田 充

1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

- (1) パーソナルコンピュータ 一式84台（普通科高等学校用）
- (2) パーソナルコンピュータ 一式22台（職業科高等学校用）

2 落札を決定した日

平成21年11月12日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社

イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号

(2)ア 氏 名 日立キャピタル株式会社

イ 住所 東京都港区西新橋2丁目15番12号

4 落札金額

- (1) 197,358円
- (2) 70,665円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年10月2日付け北海道教育庁空知教育局告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第15号

銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(銃砲刀剣類の所持許可等に関する申請書等の部数を定める規則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類の所持許可等に関する申請書等の部数を定める規則(昭和42年北海道公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「第2条の2第1項の規定による」を「第5条第1項の」に改め、同表2の項中「第3条第1項の規定による」を「第6条第1項の」に改め、同表3の項中「第3条第4項の規定による」を「第6条第4項の」に、「第2条の2第3項」を「第5条第3項」に改め、同表4の項から9の項までの規定中「第4条の規定による」を「第9条の」に改め、同表10の項中「第7条の規定による」を「第30条の」に改め、同表11の項を次のように改める。

11 府令第33条第1項の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書(府令第79条において準用する場合の年少射撃資格認定証書換申請書を含む。)	1通
-------------------------------------------------------------------	----

本則の表12の項中「第11条の規定による」を「第34条の」に改め、同表13の項中「第11条の4の規定による」を「第37条の」に改め、同表14の項中「第11条の5第1項の規定による」を「第38条第1項の」に改め、同表15の項中「第11条の5の3第2項の規定によ

る」を「第40条第2項の」に改め、同表に次のように加える。

16 府令第75条の年少射撃資格認定申請書	1通
17 府令第80条の年少射撃資格認定証再交付申請書	1通

(猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する申請書等の部数を定める規則の一部改正)

第2条 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する申請書等の部数を定める規則(昭和42年北海道公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令()」を「内閣府令()」に改める。

本則の表4の項中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同表中8の項を削り、9の項を8の項とする。

(射撃教習に係る教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第3条 射撃教習に係る教習資格認定証の有効期間を定める規則(昭和55年北海道公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則中「第6条の3第2項」を「第26条第2項」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部改正)

第4条 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号及び第4号」を「第5条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第16号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症の診断について、特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。
 （告示）
第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地を告示するものとする。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第141号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成21年12月4日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道公安委員会印の項中

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出済証明並びに教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明の押印

を

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出済証明、教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明並びに猟銃安全指導委員証の押印

に改め、同部北海道公安委員会印の項中「技能検

定通知書」の次に「、技能講習通知書」を、「練習資格認定証」の次に「、年少射撃資格認

定証」を加え、同部北海道公安委員会小印の項中

2 講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証並びに刀剣類所持許可証の記載事項変更欄及び記載事項

を

の書換え部分のまっ消の押印

2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分のまっ消の押印

に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

道 函 館 方 面 公 安 委 員 会 告 示

北海道函館方面公安委員会告示第33号

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成21年12月4日

北海道函館方面公安委員会委員長 高 田 竹 人

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項中

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出済証明並びに教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明の押印

を

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書

の記載事項変更届出済証明、教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明並びに猟銃安全指導委員証の押印

に改め、同部北海道函館方面公安委員会圧印の項中「技能

検定通知書」の次に「技能講習通知書」を、「練習資格認定証」の次に「年少射撃資格認定

2 講習修了証明書、技能検
定合格証明書、人命救助等
に従事する者届出済証明
書、銃砲刀剣類に係る使用
人届出済証明書、猟銃・空
気銃所持許可証及び銃砲所
持許可証並びに刀剣類所持
許可証の記載事項変更欄及
び記載事項の書換え部分の
まっ消の押印

証」を加え、同部北海道函館方面公安委員会小印の項中

を

2 講習修了証明書、技能講
習修了証明書、年少射撃資
格講習修了証明書、技能検
定合格証明書、人命救助等
に従事する者届出済証明
書、銃砲刀剣類に係る使用
人届出済証明書、猟銃・空
気銃所持許可証、銃砲所持
許可証、刀剣類所持許可
証、教習資格認定証、練習
資格認定証及び年少射撃資
格認定証の記載事項変更欄
及び記載事項の書換え部分
のまっ消の押印

に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第48号

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月4日

北海道旭川方面公安委員会委員長 秋 元 正 智

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の
一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項中

6 指定射撃場、教習射撃場及
び練習射撃場指定申請書の記
載事項変更届出済証明並びに
教習射撃指導員及び練習射撃
指導員選任届出済証明の押印

を

6 指定射撃場、教習射撃場及
び練習射撃場指定申請書の記
載事項変更届出済証明、教習
射撃指導員及び練習射撃指導
員選任届出済証明並びに猟銃
安全指導委員証の押印

に改め、同部北海道旭川方面公安委員会圧印の項中「技

能検定通知書」の次に「技能講習通知書」を、「練習資格認定証」の次に「年少射撃資格認定

証」を加え、同部北海道旭川方面公安委員会小印の項中

2 講習修了証明書、技能検
定合格証明書、人命救助等に従
事する者届出済証明書、銃砲
刀剣類に係る使用人届出済証
明書、猟銃・空気銃所持許可
証及び銃砲所持許可証並びに
刀剣類所持許可証の記載事項
変更欄及び記載事項の書換え
部分のまっ消の押印

を

2 講習修了証明書、技能講習
修了証明書、年少射撃資格講
習修了証明書、技能検定合格
証明書、人命救助等に従事す
る者届出済証明書、銃砲刀剣
類に係る使用人届出済証明
書、猟銃・空気銃所持許可
証、銃砲所持許可証、刀剣類
所持許可証、教習資格認定
証、練習資格認定証及び年少

に改める。

射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分のまっ消の押印

附 則

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第53号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月4日

北海道釧路方面公安委員会委員長 小 西 保 男

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項中

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出済証明並びに教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明の押印

を

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出済証明、教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明並びに猟銃安全指導委員証の押印

に改め、同部北海道釧路方面公安委員会印の項中

「技能検定通知書」の次に「技能講習通知書」を、「練習資格認定証」の次に「、年少射撃資格認定証」を加え、同部北海道釧路方面公安委員会小印の項中

2 講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等

2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等

に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証及び銃砲所持許可証並びに刀剣類所持許可証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分のまっ消の押印

を

に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分のまっ消の押印

に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第27号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月4日

北海道北見方面公安委員会委員長 前 川 隆 一

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項中

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出済証明並びに教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明の押印

を

6 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出済証明、教習射撃指導員及び練習射撃指導員選任届出済証明並びに猟銃安全指導委員証の押印

に改め、同部北海道北見方面公安委員会印の項中「技能

検定通知書」の次に「、技能講習通知書」を、「練習資格認定証」の次に「、年少射撃資格認定

証」を加え、同部北海道北見方面公安委員会小印の項中

2 講習修了証明書、技能検
定合格証明書、人命救助等
に従事する者届出済証明
書、銃砲刀剣類に係る使用
人届出済証明書、猟銃・空
気銃所持許可証及び銃砲所
持許可証並びに刀剣類所持
許可証の記載事項変更欄及
び記載事項の書換え部分の
まっ消の押印

を

2 講習修了証明書、技能講
習修了証明書、年少射撃資
格講習修了証明書、技能検
定合格証明書、人命救助等
に従事する者届出済証明
書、銃砲刀剣類に係る使用
人届出済証明書、猟銃・空
気銃所持許可証、銃砲所持
許可証、刀剣類所持許可
証、教習資格認定証、練習
資格認定証及び年少射撃資
格認定証の記載事項変更欄
及び記載事項の書換え部分
のまっ消の押印

に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

